



2020年 新年のごあいさつ

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

さて、昨年より平成が終わり、令和・ビューティフル・ハーモニー（美しい調和）という新しい時代の幕開けを歓迎しました。我が国経済は、米中貿易摩擦の動向や日韓対立の激化に翻弄される一方、本年は東京五輪が開催され、その効果は30兆円ともいわれており、日本経済の更なる飛躍に大きな期待をしているところです。

伊根町では、訪日外国観光客インバウンド需要を好機と捉え、地域資源である舟屋を活用した宿泊業の開業を強力に支援しているところです。引き続き、京都経済センター中小企業応援隊と連携しながら、伴走型の個社支援を徹底し、小規模事業者の経営基盤の強化及び自立的な成長を支援してまいります。

また、伊根町総合計画に基づき、地域総合経済団体として、活気があふれる地域の実現を目指し、特に国道178号線の強靭化、災害に強い社会資本整備は最重要課題と認識しており、京都府をはじめ各市町と連携して取り組む決意であり、伊根町の発展に貢献してまいります。

結びに皆様方の益々のご発展とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

伊根町商工会

会長 濱野 儀一郎



平成31年度 京都労働局委託事業

専門家（社労士）が伺い 相談をお受けします！

伊根町商工会 × 京都働き方改革推進支援センター

労働時間法制の見直し、賃金の見直し、就業規則の作成…
働き方改革関連法への対応について相談してみませんか？

- 人手不足で求人募集をしても応募がない
- 残業が多いので長時間労働の見直しを図りたい
- 有給休暇の義務化はどうすればいいのか
- 助成金を活用したい
- 同一労働同一賃金にどう対応すればいいのか



京都 働き方改革 検索

<http://京都働き方改革推進支援センター.site>

個別相談お問合せ先／京都働き方改革推進支援センター TEL.0120-417-072

京都府知事表敬訪問

令和元年11月、濱野商工会長が、京都府庁において西脇知事と面会し、国道178号の強靭化、商工観光振興施策について意見交換を行いました。

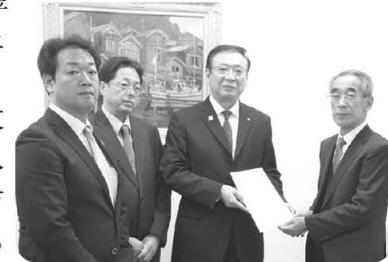
左より中島府議会議員・西脇知事・
濱野商工会長▶



伊根町長へ 令和2年度要望書を提出

令和元年12月、伊根町役場町長室におきまして、濱野商工会長、澤田副会長並びに和田副会長が令和2年度予算編成に対する京都府小規模事業経営支援事業費補助金相当額の2分の1以上の予算計上等について、要望いたしました。

また、今後的小規模事業者支援や観光振興事業、特に外国人宿泊客の誘客強化や入札のあり方につきまして、意見交換されました。



農家民宿開設の助成

農林漁業体験民宿の開設に必要な施設整備等について、以下の補助金を活用することができます。



事業実施主体	農林漁業者等であって、農村・山村・漁村滞在活動に必要な役務（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条に定める役務）を提供できる者
実施要件（①～⑥を全て満たしていること）	①本事業に係る施設の所在地が官報で公示された2015年の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の地域に所在していること ②当該施設の所在地が海の京都・都・森の京都・お茶の京都の3つの京都エリア内かつ以下に掲げるいずれかの地域又は区域内であること ア 共に育む「命の里」事業実施地域 イ 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例に定める移住促進特別区域 ウ 農村型小規模多機能自治推進事業実施地域 エ 「農・觀」連携地域コミュニティ応援事業実施地域 ③本事業に係る施設に事業実施主体が居住していること ④本事業に係る施設の所在地の共に育む「命の里」事業、農村型小規模多機能自治推進事業若しくは「農・觀」連携地域コミュニティ応援事業の事業実施主体又は京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例に定める移住促進特別区域の空き家及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化に関する取組の実施主体から本事業実施に係る同意が得られていること ⑤旅館業法に基づく営業許可取得後、事業完了年度を含む5年間継続して宿泊受入を実施すること ⑥事業完了年度の翌年度末までに旅館業法に基づく営業許可を取得すること
補助対象者の要件	農林漁業体験民宿を開設し、宿泊体験を提供するのに必要な施設の改修安全設備の整備及び宿泊体験の運営に必要な農園等の整備に要する以下の経費※ただし、国や地方公共団体から農山漁村地域での宿泊を伴うサービス提供を促進するための補助金又は同一の部位に対する改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。なお、宿泊体験を行う部屋以外の改修や快適装備（客室等のテレビ、エアコン、洗濯機等）の整備に要する経費、用地取得費用及び補償費は事業の対象外とする。
補助金の対象となる経費	①宿泊体験に必要な家屋の改修工事（トイレ、浴室、台所等）に要する経費 ②事業に必要な安全設備機器類（防火器具、避難誘導器具等）の整備に要する費用 ③宿泊体験の運営に必要な農園等の整備に要する費用
補助率 補助額	補助対象経費の1/2以内 ただし上限150万円以内 ※予算の範囲内の交付となります

お問合せ／京都府丹後広域振興局 地域づくり推進室 TEL.0772-62-4316